

## 利用者(入所者)からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所(施設)の名称	訪問看護ステーション よいとこ
サービスの種類	(介護予防)訪問看護

### 措 置 の 概 要

#### 1 利用者(入所者)からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口

苦情処理の窓口を以下のとおり設置する。

① 窓口設置場所 住 所：新潟市東区石山4丁目15番18号

事業所名：訪問看護ステーション よいとこ

電話番号：025-311-1290

携帯番号：070-7545-3774

② 窓口開設時間 午前9時00分から午後5時00分(日曜日から土曜日、ただし第3日曜と祝日、年末年始を除く)

③ 対応者職氏名 役職名：管理者 氏名：清水 祐一

④ そ の 他 事業所の休業日及び窓口開設時間外は、携帯電話により対応する。

#### 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

##### (1) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

##### (2) 確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行う。

① 相談又は苦情のあった利用者の氏名

② 提供したサービスの種類、年月日及び時間

③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)

④ 具体的な苦情・相談内容

⑤ その他参考となる事項

##### (3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。

##### (4) 相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。

- ・サービスを提供した者からの概況説明

- ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討

- ・文書による回答案の検討

② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。

③ 利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告する。

- ④ 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行つたことを報告する。
- ⑤ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

### 3 その他参考事項

サービスの提供にあたり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。

苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として以後のサービスの向上に努めることとする。

また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する。

法令違反と思われる苦情があった場合は、即時に職員は管理者へ報告する。